

第 6 6 号議案

足立区リエゾンセンター条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区リエゾンセンター条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区リエゾンセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、教育機関に対しセンターを専用させることにより、区民の文化芸術活動の振興を図り、もって文化芸術の潤いのある心豊かな区民生活の実現に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区リエゾンセンター

位置 東京都足立区千住一丁目 2 5 番 1 号

(機能)

第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる機能を果たすものとする。

- (1) 音楽、舞台、映像等に係る芸術表現の研究及び研究成果と地域社会との結びつきに関する多角的な研究
- (2) 幼児教育から生涯学習までに至る音楽教育の実践現場との連携
- (3) 新たな芸術の創造に資する専門家の育成
- (4) 企業、行政機関並びに研究及び教育機関等への高い文化的素養を備えた人材の供給

(事業)

第 4 条 センターは、前条に規定する機能を果たすため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 文化芸術に関する調査研究及び教育活動に関すること。
- (2) 区民の文化芸術活動の振興に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業
（使用の承認）

第5条 センターを使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用者の資格）

第6条 センターの使用の承認を受けようとする者は、第3条に規定する機能を果たすに足りる能力を有するとともに、第4条に規定する事業の実施に相当の実績を有する教育機関でなければならない。

（使用者の責務）

第7条 第5条の規定により使用の承認を受けた教育機関（以下「使用者」という。）は、第4条に規定する事業を実施するためにセンターを使用するものとする。

2 使用者は、第4条に規定する事業を実施するに当たり、区民が事業に参加できるよう積極的な措置を講ずるものとする。

3 使用者は、区が行う文化芸術活動振興施策と連携するものとする。

（使用期間）

第8条 センターの使用期間は、5年とする。

2 前項の使用期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えることができない。

（使用料）

第9条 センターの使用料は、次の表の左欄に定める事業区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。ただし、月の途中において使用承認を受けた場合の使用料の額は、日割をもって計算する。

事業区分	使用料	
	単位	金額

第4条第1号に規定する事業	床面積1平方メートルにつき	月額 280円
第4条第2号に規定する事業（第4条第1号に規定する事業と競合する場合を含む。）	床面積1平方メートルにつき	月額 140円
第4条第3号に規定する事業	床面積1平方メートルにつき	月額 140円

2 使用者は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

3 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用者の費用負担）

第10条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

（1） センターの修繕（次条第2号に規定する場合を含む。）に要する経費

（2） 電気、ガス、電話及び上下水道の使用料

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める費用

（禁止事項）

第11条 使用者は、センターの使用につき次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（1） 第4条に規定する事業以外に使用し、又はセンターの使用の権利を譲渡若しくは転貸すること。

（2） センター、その付属物又はその敷地（以下「センター等」という。）について、模様替え又は改築等によりその現状に変更を加えること。

（使用承認の取消し等）

第 1 2 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限し、若しくは期間を定めて使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) センターの信用を著しく失墜する行為のあったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理運営上不適当と認めるとき。

(損害賠償等)

第 1 3 条 使用者がセンター等に損害を与えたときは、使用者は速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(センターの返還)

第 1 4 条 使用者がセンターを返還するときは、速やかに原状に回復し、教育委員会の検査を受けなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行日までの間、使用者がこの条例施行の際第 6 条に規定する使用者の資格の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、使用の承認をすることができる。

(提案理由)

リエゾンセンターを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。